The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「御製のそばに」 : 鎌倉期勅撰集における「身分序列的配列」
Author(s)	村山, 識
Citation	詞林. 2008, 43, p. 28-61
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67579
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「御製のそばに」

―鎌倉期勅撰集における「身分序列的配列」―

村山　識

はじめに

所謂「鵜鷺系」の定家に仮託された偽書である『愚秘抄』に、「御製のそばに雲客以下の輩を入るべからず」として、撰集の配列において、作者の身分を考慮せよとの「故実」が記されている。『愚秘抄』という書物の性格から考えても、この「故実」が、そのまま実際の勅撰集において意識されていたものであったとは必ずしも言えない。しかしながら、これまであまり顧みられてこなかったこのような配列方法が、勅撰集において定着していたとすれば、それは注目に値することである。

およそ三代集におけるそれを基盤とする、勅撰集の配列方法において、鎌倉期前後に新たに加わったものとしては、早く『新古今集』について風巻景次郎氏により考察された「歴史的配列」が挙げられる。[1] 詠作者を時代順に配してゆくという「歴史的配列」については、黒川昌享氏により、『千載集』にその先蹤が認められているが、[2]『新古今集』において最も顕著となった後、程度の差こそあれ、十三代集を通じて意識され続けたようである。

この「歴史的配列」について、松野陽一氏は、『千載集』の編纂意図と絡めて論じ、[3] 風巻論は、『新古今集』編纂前後の歌論に見られる「和歌風体の変遷に関する意識」と重ねて論じている。

『愚秘抄』の記載するような配列法が、「歴史的配列」同様、鎌倉期に新たに取り入れられたとすれば、そこには何かしらの歴史的要請があったであろうし、また、各勅撰集全体の結構についても、影響を与えている可能性があるだろう。

そこで、本稿においては、主に『新勅撰集』から『風雅集』までの九つの勅撰集を考察対象として、そこに『愚秘抄』の記すような身分序列を意識した配列がなされているかどうかを考察してみたい。

なお、各勅撰集における個別的な問題については、別稿に譲ることとしたい。

一　鎌倉期勅撰集における「御製のそば」

一-一　『愚秘抄』記載の「身分序列的配列」故実

『愚秘抄』という定家に仮託された偽書は、その成立について直接の資料もなく、古写本も少なく、原形さえも見極めがたい歌論・歌学書である。[4] 成立事情に関して、現在までに明らかとなっているのは、『愚秘抄』が二条家庶流にあたる為実[5]（為氏男・文永元1264年頃～元弘三1333年）自身か、またはその周辺において制作されたであろうこと、またその時期が鎌倉後期から南北朝期であろうこと、そして、同じく「鵜鷺系」と総称されている『愚見抄』・『三五記』などの偽書群と関連していることなどである。

主に歌体論を述べる前半部分に関しては、正徹等への影響もあり、石原清志氏による論考などもあるが、[6] 後半の故実の類に関しては、幾つかの条項を除いて、あまり論じられていないのが現状である。[7]

本稿で扱う詠作者の身分と撰集配列との関連を述べる故実も後半部に記された故実類の一つである。少し長くなるが、当該箇所を挙げる。[8]

① 集を撰ぶ様、当道の故実の無上也。先四季の歌にも雑の歌にも匂ひを立てゝ、詞・風情の少しづゝ相似たらむを並べもてゆくべし。

② 但、詞・風情似たりとも、又作者の人體並びがたからむ人の歌をば可レ憚也。されば此等ゆゝしき大事也。いかによろしき歌なども、或は匂ひよけれども、其作者の人體難治にして、一部始終不レ入して果つる歌侍るべし。

③ （ア）御製のそばに雲客以下の輩を不レ可レ入。但、西行などやうの者は此道の堪能也。されば御製のそばにも不レ可レ憚之事歟。古人の中にも心あるべきにや。人丸・赤人の歌などは尤御製のそばにこひねがひても可レ入にや。（イ）僧なども殊に心得て、其人の體を分別して並べ奉るべき也。但、ことなる上手になりぬれば、御製のそばにも苦しからず。（ウ）女の歌は不レ可レ憚事也。それも又心あるべし。女も名人を御製のそばに並べ奉るべし。（エ）又、摂政・三公など、又親王などのそばに、御製の程こそなくとも、其人體・官途・加階を校量して可レ比。

④ 次第に下臈に下ればいくらも並べ下して、又上臈へ並べ昇るべし。

内容によって①から④までに分けたが、①の詞や風情（歌の趣向など）の共通性により配列してゆく方法は、『古今集』以来の伝統的なものである。しかし、②では、そのような配列が可能であっても、「作者の人體」によっては、並び難い場合があるとしている。「作者の人體」とは、後に「雲客」とし、「人體・官途・加階」とするように、作者の出自や身分のことを指す。そのような作者身分が考慮されるべき配列の具体的な内容として、③の（ア）から（ウ）では、「御製の

そば」を対象とし、（ア）在俗男性、（イ）僧侶、（ウ）女性の各配列基準を記述しているが、（エ）では、このような配列は、御製のみではなく、摂政・三公・親王などにも、およそ適用すべきであるとする。③のような配列基準が採用されれば、必然的に、全体においては④のように、「下臈」から「上臈」へ、そしてまた「上臈」から「下臈」へといった身分階段状の配列が行われることとなるであろう。

②から④に述べられたような配列法を、本稿においては「身分序列的配列」と称しておくが、この『愚秘抄』の記述に触れた論考に、佐々木孝浩「後嵯峨院歌壇における後鳥羽院の影響―人麿影供と反御子左派の活動をめぐって―」[9]がある。

佐々木氏は『愚秘抄』の当該箇所を引用し、「この様な事柄は当時（『続古今集』編纂の頃：引用者注）既に問題とされていたと思われる」と述べられたものの、論の展開上必要な、後嵯峨院政期の勅撰集や私撰集における、後鳥羽院御製と後嵯峨院などの御製との意識的な隣接箇所の多さを指摘されたに留まる。

しかし、この『愚秘抄』故実の重要性は、「身分序列的配列」が「御製のそば」のみではなく集全体、広範な身分において、行われるべきであるとしていることであり、必ずしも御製にのみ関心を向けているわけではない。

以下においては、この『愚秘抄』の故実を念頭に、まず「上臈」の頂点である「御製」に隣接する歌人（「御製のそば」）を考察し、次いで「下臈」にあたる歌人等の配列を見ることにより、鎌倉期勅撰集における「身分序列的配列」の様相を探ってゆきたい。

一―一　鎌倉期勅撰集における「御製のそば」概観

『愚秘抄』の配列故実をもととして、『新勅撰集』から『風雅集』までの勅撰集において、御製に隣接する歌人を身分別に分類し、その箇所数を示したのが、次頁の《表1》である。以下の考察においては、特に示さない限り全て《表1》の分類を基準として記述している。

《表1》においては、「歴史的配列」の傾向を考慮に入れ[10]、また象徴的な意味で少数入集する古代の天皇御製を除くため、『新勅撰集』以降の勅撰集において、入集歌数も多く、議論の対象となることもしばしばある、後鳥羽院以降の御製をその調査対象とした[11]。箇所数を数えるに際し、御製が贈答歌である場合は、その贈答二首を一組と考えてその左右を採り、御製が贈答歌に隣接する場合は、他と同様にそれぞれ隣接する作者を採った。その他の注意点については表の左に「表注」として示した。「御子左家」及び「歌道家・撰者」を他の歌人から区別したのは、この時代において、撰者の家である御子左家や飛鳥井・六条（九条）の両歌道家が、歌道に関して通常の身分序列を越える存在であったことは推測できる

《表1》鎌倉期勅撰集における御製（後鳥羽院以降）に隣接する歌人の身分分布

項目 / 歌集名	御製歌数	巻頭・巻軸	男性歌人 御製	親王・法親王	公卿	公卿未満	御子左家（表注1）	歌道家・撰者（表注2）	僧侶	女性歌人	読人不知他
新勅撰集	5	1	0	0	5	0	3	1	0	0	0
続後撰集	95	6	18	4	81	12	19	16	9	21	4
続古今集	187	5	87	18	104	27	31	49	13	36	4
続拾遺集	103	8	6	5	90	10	34	21	9	21	2
新後撰集	142	7	44	12	98	6	46	16	20	27	8
玉葉集	193	5	47	12	88	12	74	20	21	101	6
続千載集（表注3）	185	14	76	20	104	11	65	16	20	36	8
続後拾遺集	108	6	37	10	49	13	40	14	11	23	13
風雅集	287	9	118	22	105	19	74	30	38	156	3

（表注1）「御子左家」は長家以降とし、女性・僧侶・猶子を含めた。
（表注2）「歌道家・撰者」は、歌道家は六条（九条）家（顕輔以降・顕昭を含む）・飛鳥井家（頼輔以降）とし、撰者は八代集の撰者及び、『続古今集』以降は、九条基家・藤原光俊（真観）を加えた。
（表注3）後宇多院による長歌と反歌（七〇五・七〇六）を一対として扱ったため、実際より一首減っている。

ことであり、歌道家以外の出身であれ、撰者となった人物は、同時代においても、またその後においても歌道堪能と認められうる人物であったことによる。

それでは、以下《表1》に即して各身分別に「御製のそば」を概観してゆきたい。

① 在俗男性

まず在俗男性歌人である。既に十三代集の歌人構成については、深津睦夫氏により詳細な調査がなされているが[12]、深津氏によると、在俗男性歌人は歌数においても歌人数において

も全体の約六割前後を占めており、入集歌人の主要部分と言える。また「御製のそばに雲客以下の輩を入るべからず」という『愚秘抄』故実の主な対象が、在俗男性歌人であることも確かであろう。

『愚秘抄』故実では、「雲客」つまり殿上人であることが「御製のそば」に並べることの許容基準となっているが、《表1》では「公卿」と「公卿未満」に分類した。勅撰集の作者表記を考えるとき、官位・官職名が示される公卿と「朝臣」(四位)や無表記(五位以下)で示される公卿未満との間に大きな溝が見られること、また公卿未満を分析することにより、「御製のそば」を許される歌人の条件を考察するためである。

「公卿」歌人の内訳として、《表2》として「大臣以上」と「大臣未満」に分類した表を下に挙げた。数値上のはっきりとした格差の見られない集もあり、また『風雅集』のように「大臣未満」の多い集もあるが、ほぼ「大臣以上」が過半を占めていると言って良い。

「次第に下臈に下ればいくらも並べ下して又上臈へ並べ昇るべし」と『愚秘抄』は述べるが、たとえこの故実が、実際の勅撰集編纂において意識されていたものであったとしても、完全にそれに従うことは不可能であり、摂関から非参議三位までと身分の懸隔は大きいものの、公卿層が勅撰集における上級階層として「御製」に隣接することが許されていたと見て良いだろう。であれば、御製同士や法親王や親王といった皇親も同様と考えられる。

問題となるのは、「公卿未満」とした人々である。数値としては「公卿」より格段に少数であるものの、皆無ではない。彼らは身分序列的配列を考える上で見逃すことのできない存在であり、反対に彼らを考察することで、勅撰集における身分序列的配列の有り様が見えてくることだろう。そこで次頁の《表3》に「公卿未満」とした歌人名を全て示した(人名は箇所数順、同数の場合は順不同。以下同様)。《表3》において波線を付したのは所謂「武士歌人」である。

《表3》に挙げた歌人たちには幾つかの傾向が見られる。

先ず第一に、古歌人が多いことである。《表3》では、『新

《表2》御製に隣接する公卿歌人の内訳

	大臣以上	大臣未満
新勅撰集	4	1
続後撰集	55	26
続古今集	57	47
続拾遺集	47	43
新後撰集	51	47
玉葉集	61	27
続千載集	57	46
続後拾遺集	24	25
風雅集	39	66

《表3》御製に隣接する「公卿未満」歌人の情況

歌集名	【人数／隣接箇所数】公卿未満歌人名
続後撰集	【6／12】藤原基俊4・藤原信実4・藤原実方・源道済・曾禰好忠・藤原清範
続古今集	【20／27】藤原信実4・人麿3・平兼盛2・藤原隆祐2・赤人・藤原元真・坂上是則・藤原顕仲・藤原基俊・源師光・源光行・賀茂季保・北条泰時・卜部兼直・藤原伊長・源具氏・大江頼重・藤原則俊・荒木田延季・源兼康
続拾遺集	【9／10】藤原隆祐2・藤原範永・藤原実方・平忠盛・源具親・藤原信実・菅原在匡・藤原伊信・藤原為綱
新後撰集	【3／6】藤原信実4・藤原基俊・藤原隆信
玉葉集	【11／12】人麿2・大中臣頼基・源公忠・藤原道信・藤原顕綱・藤原基俊・北条宗宣・世尊寺定成・藤原為理・藤原永光・北条貞時
続千載集	【10／11】藤原信実2・人麿・藤原興風・藤原実方・藤原範永・藤原顕綱・藤原顕仲・藤原基俊・中原師員・世尊寺行房
続後拾遺集	【10／13】人麿2・藤原基俊2・藤原信実2・赤人・坂上是則・在原棟梁・源宗于・藤原相如・藤原兼房・藤原為綱
風雅集	【16／19】人麿2・藤原隆信2・藤原隆祐2・藤原興風・壬生忠見・藤原道信・源信明・祝部成仲・源仲正・平忠度・源光行・北条貞時・荒木田氏之・惟宗光吉・藤原定宗・足利義詮

古今集』までの初出歌人をゴシック太字で示した。「古人の中にも心あるべきにや」と『愚秘抄』は述べ、赤人や人丸を「御製のそば」を許される例として挙げているが、実際には、両名以外にも、実方・好忠等平安中期の、また基俊・顕仲等平安後期、院政期の著名歌人が散見される。ここに見えている歌人の大部分は、『新古今集』以降においても相応の扱いを受けており、専門歌人の身分が相対的に低位であった平安期までの著名歌人に対しては、その身分的拘束を弱めざるを得なかったと推測される。「歌道家・撰者」の項目に含まれるため、《表3》には示していないが、それは過去の勅撰集撰者においても同様であり、貫之・俊頼など卑官の者も多い平安期勅撰集撰者は、「御製のそば」にしばしば並べられている。

次に、『新勅撰集』以降の初出歌人でありながら、鎌倉期

においては、重代の勅撰集作者として比較的優遇された人々である。[14]

《表3》において四角で囲った歌人は、《参考系図》に示した法性寺家の歌人たちである。[15]

《参考系図》法性寺家略系図

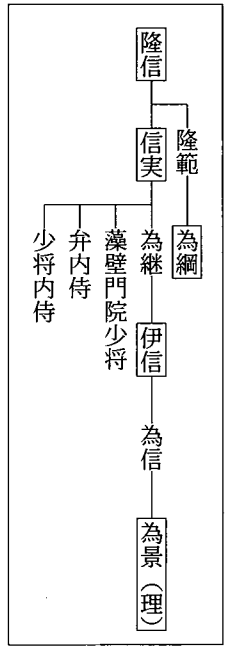

この家系の祖にあたる隆信や信実は、著名な歌人であったが、家格としては、信実の代まで正四位どまりと停滞していた。それが、為継に至って従三位に叙されるようになる。歌壇活動においても、『新古今集』においては、隆信三首、信実入集なしと不遇であったものの、『新勅撰集』以後においては高く評価され、「為家卿続古今和歌集撰進覚書」において、為家は信実を「重代堪能先達」と評している。[16] 伊信と庶流である為綱（父隆範は勅撰集歌人ではない）とを除けば、為継以降、順調に従三位に昇っており、《表3》に現れるのは、彼らの昇進が遅く、撰集時に公卿であるとは限らないためである。[17]

ついで『続古今集』・『風雅集』に藤原隆祐が見えるが、隆祐は『新古今集』撰者である家隆の男で、家隆とともに承久の乱後も後鳥羽院寄りの姿勢を示し、『新勅撰集』においても僅か二首しか入集せず不遇に終った歌人である。[18] しかしながら、『続後撰集』に四首、『続古今集』に六首が入集し、以後の勅撰集においても、ある程度の扱いを受けているのを考えると、重代の歌人としてそれなりの評価を受けていたと考えてよいだろう。

法性寺家歌人及び隆祐の例を参照すると、『新勅撰集』以後の当代またはそれに近い歌人のうち、公卿に達せずとも「御製のそば」を許される人物の条件は、重代の勅撰集歌人であること、また少なくとも公卿に昇進しうる出自であることとなるだろう。そのような人物としては、この他に定成・行房・定宗が挙げられる。

『玉葉集』に見えている世尊寺定成[19]は、下命者伏見院に春宮時代から近侍し、前期京極派の歌壇活動を担った一人であり、能書として『玉葉集』の「正本」を清書したとされる。[20] 彼は、『玉葉集』撰進以前の永仁八1298年に正四位下左馬頭を極官として没しており、鹿目俊彦氏は、その没年を四十五歳～九歳としているが、[21] 昇進の遅いのは嫡系ではないためであり、第二次伏見院政期まで生きながらえたならば、非参議三位として公卿に到達し得た可能性はあろう。[22]

また、『続千載集』に見えている世尊寺行房は、定成の甥に当り、定成の兄経尹男。後醍醐天皇の側近として活躍し、隠岐への配流にも従っている。最期は延元二年（北朝建武四年）三月に越前金ヶ崎城陥落の際、尊良親王、新田義顕等と共に陣没した（『太平記』）。歌歴としては、典型的な二条派歌人であり、為世主催の歌合や大覚寺統による歌行事にその名がよく見えている。[23] 行房もまた公卿に昇ることはなかったが、撰集当時の天皇へ近侍しつつ、将来公卿へ昇る可能性を持った中級の廷臣と考えてよいであろう。定成・行房の属する世尊寺流の代々も、行能（新古今初出）、経朝（続後撰初出）、経尹（新後撰初出）と勅撰集入集を重ねており、重代の歌人と認められる。

『風雅集』に見える藤原定宗は、中山忠親の末、正二位参議家親男であり、後期京極派歌壇において活躍した歌人でもある。父家親も前期京極派歌壇で活躍し、『玉葉集』に九首入集しており、定宗を重代の歌人と考えて差し支えない。『風雅集』撰集当時（貞和二1346年）は三十歳で、未だ四位にあったものの、観応元1350年には従三位参議となり、後に従二位権中納言まで進んでいる（『公卿補任』）。定宗の場合、昇進は比較的早いものの、撰集当時未だ若く、公卿に届いていなかったことが、《表3》に見える理由である。

以上、「公卿未満」の内、およそ『新古今集』初出以前の歌道堪能な古歌人や、重代で公卿昇進の可能性を持つ歌人などは、比較的低位でも「御製のそば」を許された歌人であったと認められる。これらの歌人を除けば、例外となる人物は極めて少ない。

それら数少ない例外においても、彼らを御製に隣接させた理由の判明する箇所がある。

【例1】『続後撰集』「雑歌上」

事変りて後、人人にいざなはれて法輪寺に詣でてよみ侍りける　　如願法師

一〇九一　昔見し嵐の山にさそはれて木の葉のさきにちる涙哉

都を遠くはなれてすみ侍りける神な月の頃、暁時雨を聞きてよめる　　藤原清範

一〇九二　うち時雨れ猶おどろかす寝覚めかな思ひすててし故郷の空

題しらず　　後鳥羽院御製

一〇九三　夜を寒み閨のふすまのさゆるにも藁屋の風を思ひこそやれ

【例1】は、『続後撰集』において唯一例外と考えられる、後鳥羽院御製と清範詠とが隣接する箇所である。後鳥羽院近臣である清範については、田渕句美子氏に詳細な研究があり、[24] また掲出部分の配列についても「流謫の後鳥羽院―『続後撰集』以降の受容―」[25]において触れられている。

田渕氏は、清範の詠は後鳥羽院の配所地隠岐での詠である可能性が高く、この部分を含む一連の歌群（一〇八八番歌から一〇九五番歌）は「承久の乱に敗れた後鳥羽院とその時代をひそかに追悼する歌群」であるとしている。一〇九三番歌、後鳥羽院御製自体は、承久の乱以前の詠歌であるが、その前に、如願（秀能）・清範と、承久の乱後の後鳥羽院近臣の述懐詠を並べることにより、後鳥羽院の悲運をそれとなく示しつつ、同情を寄せる配列となっている。如願・清範の詠歌は、明示することの避けられた後鳥羽院が置かれた立場を朧化して示すための、言わば「詞書」のような機能を果たしていると考えられる。例外の少ない『続後撰集』において、あえて後鳥羽院御製と清範詠とが並べられているのは、撰者為家による、このような意識的な配列の結果であったと考えられる。

理由を付けてゆけば切りのないことなので、以上で留めておくと、[26]『続古今集』・『玉葉集』・『風雅集』に若干例外となる箇所が多いものの、御製の総数と比してその数は極めて少なく、古歌人及び重代の中級廷臣歌人を除く、「公卿未満」の歌人は、御製と隣接することが避けられていたと考えてよいだろう。

つまり「御製のそば」を許されなかったのは、所謂「地下」の階層に属する歌人達であり、「雲客以下の輩を御製のそばに入るべからず」とする『愚秘抄』の故実は、実際の勅撰集においても、ある程度意識されていたとしなければならない。また、例外の多い三集は、定家・為家以下の御子左家嫡系である二条家以外の人物が撰者となったものであり、このような故実が、二条家における撰集においてより強く意識されていたことは、『愚秘抄』の性格を考える上でも注意される。

② 僧侶

次に僧侶歌人であるが、『愚秘抄』においては、「僧なども殊に心得て、其人の體を分別してならべ奉るべき也」とされている。「其人の體」が身分・出自であることは、在俗男性歌人と同様であろう。

《表4》に、僧侶歌人の身分分類と御製に隣接する歌人の一覧を示した。「僧正未満」と「その他」に関しては、その称号も示してある。

身分序列という意味では、僧位・僧官をもつ者が上位にあり、その下位に「法師」があり、その他の称号は、その範囲に収まらない人物であったと見ることが出来るだろう。

僧官・僧位で示される人物を「僧正以上」とそれ以下とで分類すれば、「御製のそば」には僧正位を持つ人物が多く、それ以下の人物はあまり見られない。また、僧位・僧官を持たず、本来武士階級などと同様、比較的下級階層に属する人々である「法師」もごく少数である。

勅撰集において「法師」と号される人物については、山下

《表4》「御製」に隣接する僧侶歌人の地位分布

歌集名	（権）僧正以上	（権）僧正未満	法師	上人	その他
続後撰集	【7】慈円6・行意	【0】	【1】蓮阿	【1】貞慶	【0】
続古今集	【5】行意3・慈恵・慈円	【1】僧都玄賓	【6】寂蓮3・能因・西行・素暹	【1】瞻空	【0】
続拾遺集	【8】慈円3・公豪2・道玄2・隆弁	【0】	【1】良暹	【0】	【0】
新後撰集	【14】道玄5・禅助・公朝・良覚・隆弁・公什・聖忠・道性・公豪・源恵	【1】法印公紹	【3】西行・如願・寂蓮	【2】了然・湛空	【0】
玉葉集	【14】慈円6・道潤2・仁澄・守誉・範憲・憲淳・源恵・実伊	【1】法印円伊	【6】○俊恵3・西行2・盛弘	【0】	【0】
続千載集	【15】禅助3・慈円2・道玄2・公朝・覚円・実伊・雲雅・範憲・仁澄・良信・行意	【2】法眼行済・法印道我	【2】西行・長円	【0】	【1】弘法大師
続後拾遺集	【9】道性2・遍昭・行尊・慈円・道玄・範慶・慈慶・道意	【1】権大僧都公順	【1】安法	【0】	【0】
風雅集	【21】慈円8・道玄3・覚実2・覚円・隆勝・良海・慈順・全玄・慈快・道意・道昭	【2】法印澄憲・権律師慈成	【6】西行3・如願2・俊恵	【5】慶政5	【4】仏国禅師2・夢窓国師2

正治氏に考察があるが[27]、鎌倉期勅撰集において決して少数であったとは言えず、むしろ武士歌人等と同様に増加傾向にあったといって良い。にも関わらず、御製と並べられている箇所はごく少数であり、また西行・寂蓮・俊恵など歌道堪能と見られる人物がほとんどである。

例外となるのは『続後撰集』における蓮阿（一二一四番歌、順徳院御製に隣接）、『続古今集』の素暹（八七四番歌、順徳院御製に隣接）、『玉葉集』の盛弘（二七〇六番歌、後鳥羽院御製に隣接）、『続千載集』の長円（四六三番歌、後宇多院御製に隣接）程度である。このうち蓮阿・盛弘・長円は、勅撰集では当該箇所一首のみの入集である。素暹は、俗名東胤行、『続後撰集』以後に二二首、『続古今集』には五首入集し、武士階級出身では有力歌人である。『続古今集』は、比較的例外の多い撰集であるとしたが、その中でも武士歌人が御製と隣接する例は多く（《表3》波線及び《表7》参照）、素暹も同様の傾向に含められる。素暹等が「御製のそば」を許された理由は、具体的な配列を検討しても今のところ不明であり、例外として扱う以外にない。このうち長円については、「読人不知」とする諸本も多く、このことについては④読人不知において触れる。

「法師」歌人は、以上のように、その多さにも関わらず、「御製のそば」に並べられた例はごく少数であり、在俗男子と同様に、僧侶歌人においても、身分的な配慮が「御製のそば」に働いていたと見て良いだろう。

③　女性

女性歌人は、『愚秘抄』においては、「女の歌は憚るべからざる事也。それも又心あるべし。女も名人を御製のそばにならべ奉るべし。」とされている。男性や僧侶に比べ、「名人」であることを隣接条件としており、身分による分類ではない。それは男性中心の身分秩序の中に女性が組み込まれていないことが要因であろう。事実、朝廷の公的な歌会・歌合においても、女性歌人の位置づけは男性歌人に比べて流動的であり[28]、男性の身分秩序の中には組み込まれていない部分がある。

《表1》を見ると、他の撰集に比して『玉葉集』・『風雅集』の京極派撰集において、極端に女性歌人の箇所数が増えていることが判明する。これは京極派歌人に女性が多く、同時に京極派撰集に女性歌人の入集歌数が多いことに由来すると思われるが、京極派撰集における御製とその周辺配列については、別稿を用意することとし、今は扱わない。

④　読人不知

《表1》において「読人不知他」とした総箇所数は四十八。このうち『風雅集』「神祇」二一〇九番歌（伏見院御製と隣接）は、和泉式部が熊野に参詣した際の夢告の詠であるから除くとして、読人不知詠の隣接は四十七箇所である。

勅撰集における「読人不知」に関しては、早く『袋草子』にも言及があり、中世勅撰集における読人不知詠に関する先行研究にも、上條彰次氏[29]や松村雄二氏[30]のものがあるが、鎌倉期以降の勅撰集における「読人不知」には、大きく分けて二つのパターンがある。

まず、①『万葉集』・『寛平御時后宮歌合』など古歌集・歌合から採られ、出典は比較的明らかでありながら、もともと作者不明の場合。もう一つは、②当代、またはそれに近い歌人詠であるが、何らかの事情により「読人不知」とされる、いわゆる「隠名」の場合である。「御製のそば」に読人不知が隣接する四十七箇所の内訳は、①が二十六箇所、②は二十一箇所である。

②に関して『愚秘抄』群書類従本では「読人不知」と「御製のそば」について次のように述べている。

又童の歌を勅撰に入る事、俗名を付て可レ入なり。又読人不知とて入る事也。昔は高き人や、又はあまりに下り果てたる輩を、読人不知と入れけるとかや。又憚りある人は、読人不知と入ることも侍り。憚りと申すは、勅勘の人などのこと也。ちかくは凡卑のたぐひばかり也。又重代ならぬが初めて入る時、読人不知とて、二度になれば名をあらはさるゝ也。（中略）「御製の御そば」に読人不知を並べ奉ることは苦しからず。その故は上下の品定まらざる故に、おぼめかしてといへり。それは昔こそあれ、今ははや読人不知といはるゝは、皆多分凡卑の輩に限れり。自づからいみじき人の読人不知と入れらるゝさへ、勅勘の人なるべし。それも憚りあるべき事なれば、かた〳〵然るべからずや侍らん。

掲出した部分は群書類従本系統にはあるものの、歌学大系本には無い部分である。この記述では、最終的には読人不知詠の「御製のそば」を許していないのだが、実際には②であっても「御製のそば」を許されている箇所があり、隠名により「上下の品」を「おぼめかす」（波線部）、つまり「読人不知」とすることにより、作者の身分が不分明になり、その秩序を脱することが出来ると考えられていたと見て良い。

②のように隠名で勅撰集に入集する歌人は、『愚秘抄』群書類従本が言うように、大部分、身分上は「御製のそば」を許されない低位のもの（「凡卑のたぐひ」）であったと考えられる。彼らの大部分は、資料が残らず作者未詳のままであるが、一部、私家集・私撰集などにより作者名の判明する場合がある。②二十一箇所のうち、そのように作者の判明するのは、以下の四首である（矢印の前に「読人不知」として入集する勅撰集と歌番号、後に判明する歌人名と根拠となる私家集・私撰集と歌番号を示した）。

『続拾遺集』「冬」四〇九番歌（土御門院と隣接）
↓　津守国助（『津守集』二六四番歌）

『新後撰集』「恋二」八八一番歌（伏見院と隣接）
↓　寿暁（『津守集』二六八番歌）
『続千載集』「雑上」一六三九番歌（後二条院と隣接）
↓　頓阿（『草庵集』一一二四番歌）
『続後拾遺集』「春下」一三八番歌（後二条院に隣接）
↓　津守国夏（『津守集』二六一番歌）

国助は『続拾遺集』に五首、寿暁は『新後撰集』に一首、頓阿は『続千載集』に二首、国夏は『続後拾遺集』に四首入集する（何れも隠名を含む）。

国助・頓阿・国夏は、いずれも二条派の地下歌人として有力な人物であり、国夏は『続後拾遺集』編纂に際して和歌所の寄人となっている。頓阿は、室町期のことであるが、『新拾遺集』編纂の際、四季部のみを撰じて死没した二条為明に代わり、残りの部分を編纂したとされる。この『新拾遺集』において頓阿は十三首入集、うち五首が「読人不知」とされているが、そのうち「雑下」一八九二番歌は、後鳥羽院御製と隣接している（『続草庵集』五三七番歌と一致）。前の四例、及び『新拾遺集』の頓阿の一例は、低位のものの詠歌であっても、「読人不知」とされれば、身分秩序を越えて「御製のそば」を許された明徴であると言えるだろう。

また、名を示した状態から隠名へと改訂された可能性のある例も、僅か一箇所であるが確認される。『続千載集』四六三番歌（後宇多院御製と隣接）は、新編国歌大観本（底本は書陵部蔵卜部兼右筆本）では「長円法師」とあるが、『続千載集』の諸本系統を調査した中條敦仁氏によると[21]、他の多くの諸本において「読人不知」となっている。長円は勅撰集では『続千載集』に一首見えるのみであり、『続現葉集』に一首入集（三一〇番歌）することから、二条家周辺の『続千載集』編纂当時現存の歌人と思しいが、伝未詳である。中條氏によると、『続千載集』において「読人不知」とされる場合と名を示す場合とで作者表記に揺れのみえる箇所は、六箇所に及ぶが、長円が「読人不知」へと改訂されたのは、後宇多院との隣接箇所であることが、考慮された結果である可能性があるのではないだろうか。

以上、僅かな例であるが、下級歌人であっても、「読人不知」として入集する場合は、「御製のそば」を許されたこと、また反対に「御製のそば」であることが、下級歌人詠を「読人不知」とする要因となりえた可能性を指摘した。

以上『愚秘抄』に添って「御製のそば」を各分類別に概観してきたが、まずは「御製」に隣接する歌人においては、凡そその記述に添った身分序列的配列が行われていると考えて良いだろう。

二　「御製のそば」遡上

では、このような作者の身分を意識した配列は、いつ頃から始められたのであろうか。それは『古今集』以来の普遍的な故実であったのであろうか。ここでは、平安期の「御製のそば」を概観することにより、その疑問に答えてみたい。

《表5》は、『後拾遺集』から『新古今集』までの勅撰集における御製（円融院以降）と隣接する歌人の身分を《表1》と同基準で分類したものである。

『新古今集』以前における御製は、歌数においても歌人数においても限定的であるが、《表5》に示したように『詞花集』まで、御製に隣接する歌人には、公卿未満のものも多い。特に『詞花集』において公卿未満が約半数を占めるのは、身分秩序に添った配列法が行われていなかったことを示唆していよう。

そのような傾向が一変するのは、俊成が撰者となった『千載集』である。『千載集』・『新古今集』においては、公卿未満の歌人がそれでも比較的多数であるものの、公卿歌人が飛躍的に増え、その中で「大臣以上」が過半を占めている。

今試みに、『詞花集』・『千載集』の崇徳院と『新古今集』の後鳥羽院御製に隣接する歌人を在俗男性歌人のみ一覧にしたのが、《表6》である。『詞花集』における公卿歌人以上は、

《表5》『後拾遺集』～『新古今集』における御製（円融院以降）に隣接する歌人の身分分布

歌集名＼項目	歌数／人数	巻頭・巻軸	御製	親王・法親王	公卿 大臣以上	公卿 大臣未満	公卿未満	御子左家	歌道家・撰者	僧侶	女性歌人	読人不知
後拾遺集	26／7	4	0	1	2	9	8	×	6	8	14	0
金葉集二度	11／4	1	0	0	4	6	6	×	0	2	2	0
金葉集三奏	15／5	1	0	0	4	8	9	×	1	2	5	0
詞花集	21／6	1	0	2	1	3	20	×	2	4	9	0
千載集	46／8	3	12	5	19	12	8	3	11	8	14	1
新古今集	77／15	2	27	3	22	16	16	14	10	24	28	1

小一条院、実行、匡房の三箇所、それに巻頭一箇所を合わせても計四箇所と、崇徳院御製の隣接箇所数の四分の一に過ぎないのに対して、『千載集』では二十一箇所と五割弱を占め、『新古今集』では二十五箇所であるから若干減るように見えるが、これに定家・家隆・有家・通具の撰者を加えれば、過半を超えることになる。しかも、『千載集』に見える忠通などは既に『金葉集』・『詞花集』にも入集する歌人であり、決して『詞花集』以前において、彼ら公卿層が入集しておらず、身分序列的配列を取ることが出来なかった訳ではない。

また『千載集』においては、その主要な撰歌源となった「久安百首」を幾首か連続して採入させるに際し、ほぼ歌人の地位順に採られたことが指摘されており[32]、同一機会における詠歌を御製を含めて連続入集させる場合、以降の鎌倉期勅撰集においても同様の傾向にある[33]。

《表6》『詞花集』・『千載集』崇徳院、『新古今集』後鳥羽院御製に隣接する歌人

	天皇名	巻頭・巻軸	御製	親王・法親王	公卿 大臣以上	公卿 大臣未満	公卿未満	御子左家	歌道家・撰者
詞花集	崇徳院／8	【1】	【0】	【1】小一条院	【1】実行	【1】匡房	【6】好忠・有信・伊家・親隆・時綱・雅光	【1】俊成	【0】
千載集	崇徳院／23	【0】	【3】崇徳院2・二条院	【2】具平親王・輔仁親王	【11】公能3・忠通2・公教2・経宗・師房・実能・実行	【5】親隆・教長・経信・公衡・匡房	【4】季通2・雅光・仲実	【2】俊成2	【8】俊頼5・顕輔2・清輔
新古今集	後鳥羽院／33	【2】	【8】後鳥羽院7・白河院	【0】	【10】良経7・兼実・実定・実能	【5】通光2・頼輔・公任・公継	【3】人麿・道信・仲実	【8】定家5・俊成2・俊成女	【5】家隆2・有家・通具・顕輔

以上のことから身分序列を配列に反映させるのは、『千載集』をその先蹤とするとみて、大きな誤りはなさそうである。

このような配列法の発生が、時期的に考えて「堀河百首」や「久安百首」をその先蹤とする詠歌の公的行事化、またそれと同時進行してゆく、専門歌人の地位上昇と無関係であったとは考えにくい。

また崇徳院による「久安百首」の詠作を端緒として、天皇自らによる百首歌や歌合詠の詠作は次第に常態化してゆく。後鳥羽院が、百首歌のみならず、様々な機会において定家らとともに歌作にいそしんだことは、周知の通りであり、その結果として『新古今集』には、三十三首もの後鳥羽院御製が入集することとなる。「御製」そのものの増大もまたこの時期のことであった。

院政期における歌壇活動の一半は、歌林苑など、地下とは言わないまでも、身分上あまり恵まれているとは言いがたい歌人達によって担われていたと言ってもよいだろう。それが『千載集』以後、急速に上昇傾向を示し、御子左家や六条（九条）家、飛鳥井家等の歌道家は、少なくとも公卿に昇進しうる家格を、後嵯峨院政期までには確立する。公卿上層においても、良経による九条家歌壇が『新古今集』前夜を形成し、実定など上級公卿歌人の活動も活発化する。それらは歌壇的な事柄であるが、当然のことながら、そのような傾向は、『千載集』以降、上級公卿歌人の勅撰集入集歌数増大という結果をもたらした。御製のみならず公卿層の入集歌数も、『千載集』・『新古今集』の時期、飛躍的に拡大されることになるのである。

和歌の公的行事化と歌人身分の上昇傾向、またそれに伴う勅撰集入集歌数の増大、それらに対する配列上の配慮として、少なくとも「御製」を中心として、この時期意識され初めたのが「身分序列的配列」であったのではないだろうか。

さて、そのように考えるとしても、再び問題となるのは『愚秘抄』が「下臈」から「上臈」へと身分階段状の配列を述べていたことである。院政期から地下歌人の活動がそれなりに活発であったことは、中村文氏の論考に詳しいが[34]、それでも、それはあくまで朝廷周辺においてであって、その活動がより広範な広がりを示し、勅撰集に大きな影響を与え始めるのは、『新勅撰集』以降を待たなくてはならない。

またこのような配列の故実化という点においても、『千載集』の撰者俊成が非参議の三位に過ぎず、『新古今集』撰者のうち、公卿に達しているのは通具一人である。撰者等が歌道堪能として優遇されるとしても、自身やその家格が「御製のそば」の排除対象か、良くても公卿の最低層でしかない時点で、このような配列法が故実として確立されるとは考えにくい。その意味においても、身分序列的配列が、撰者にはっきりと意識されるようになるのは、承久の乱後、各歌道家の家格が公卿を極官とするものへと安定し、特に御子左家が

中・大納言を極官とする「上臈」層へと上昇するまで待たなくてはならないのではないだろうか。

以上から、『千載集』・『新古今集』において「身分序列的配列」は意識されはじめるものの、それが固定化されるのは承久の乱後であると考えるのである。次節においては、その承久の乱後の勅撰集において、増大する「下臈」歌人の配列を捉えることにより、「御製のそば」に限らない、「身分序列的配列」の全体像を見定めてみたい。

三　「御製のそば」から排除される人々をめぐって

三―一　武士歌人と「御製のそば」

『井蛙抄』には、『新勅撰集』は「武士のおほく入りたる故」に「宇治河集」、『続拾遺集』は「かゞりのおほく入りたる故」に「鵜舟集」、『新後撰集』は「住吉神官おほく入りたる故」に「津守集」と呼ばれたという、勅撰集の「異名」を述べた部分がある。これらの異名に共通する意識は、武士や津守氏など、本来、勅撰集に多くは撰入されないはずの下級階層、『愚秘抄』いうところの「下臈」（以下においては仮に「卑官歌人」と総称しておこう）が、予想外に多く採られたことに対する不満と妬みであろう。確かに『新勅撰集』以後の勅撰集においては、武士や津守氏に限らず、卑官歌人の入集歌数が増大してゆく傾向にあることは、疑いようのない事実であり、その広がりは『新古今集』以前とは比べものにならない。

しかし、だからといって撰者等が、彼らを無秩序に入集させていったのかというと、そうではあるまい。

例えば、先に述べたような「隠名」による入集方法がある。身分も低く歌道堪能ともいえないが、何らかの事情により入集を果たした人物の名を「読人不知」として入集させるという行為は、非難を逃れるためなどとも考えうるが、卑官歌人の入集に一定の秩序を与えるためでもあったであろう。『愚秘抄』の述べる身分秩序に添った配列方法は、身分的な頂点に位置する「御製」や「公卿」など上級歌人の勅撰集入集の増加のみを背景とするのではなく、その一方でやはり増加してゆく卑官歌人群を見据えての、勅撰集配列における身分秩序の保持をうたったものだったのではないだろうか。

ここでは、その様相を、『新勅撰集』以降における卑官歌人の代表格である「武士歌人」に注目することで、考察してみたい。[35]

一概に「武士歌人」と言っても、彼らが全て公卿未満の身分にあったわけではないことは勿論である。例えば源実朝は右大臣に昇り、足利尊氏は権大納言に昇る。しかし、その大部分は、公卿となることは勿論、殿上さえ出来ない地下階層であった。試みに、『新勅撰集』以降の初出歌人で、幕府と関係が深い武士歌人が、御製と隣接する箇所を、御製は後鳥羽院以降に限らず全てを対象とし、武士歌人に関しては法師

号を付されている人物も対象として示すと、《表7》のようになる。

鎌倉期を通じて源実朝が見えることは興味深いが、北条氏他の詠歌は極めて少ないと言えるだろう。『続古今集』・『玉葉集』・『風雅集』の三集において例外の多いことは、先も述べたが、『続古今集』では、素暹等武士歌人が、『玉葉集』では、貞時等北条氏歌人が、『風雅集』では、尊氏等足利氏歌人が特徴的に見えるのは、各勅撰集の編纂過程や当時の政治状況とおそらく関連していよう。二条家撰集においては、厳格に故実に則り官位の高い実朝等を「御製のそば」に並べ、それ以外では、編纂事情も考慮に入れた上で、多少の柔軟性をもって武士歌人の配列に対処したと考えられる。

高位の武士や例外的事例はそれでよいとしても、卑官歌人である一般的な武士が「御製のそば」から排除される傾向に

《表7》御製に隣接する武士歌人

歌集名	武士歌人名【隣接する御製（歌番号）】
新勅撰集	0人
続後撰集	源実朝2【順徳院（九五四）・後鳥羽院（五五九）】
続古今集	素暹（東胤行）【順徳院（四七七）】・北条泰時【後嵯峨院（一六一一）】・源実朝【一条院（一一一六）】・道円（小田時家）【田原天皇（九三八）】・大江頼重【順徳院（一七〇六）】
続拾遺集	源実朝【土御門院（五四八）】
新後撰集	源実朝4【後鳥羽院（二一〇）・後二条院（二九〇）・土御門院（二九二）・後宇多院（七六一）】
玉葉集	源実朝3【伏見院（四八七）・後嵯峨院（九二〇）・後鳥羽院（二七四八）】・北条宗宣【後鳥羽院（七三九）】・北条貞時【後二条院（六三八）】
続千載集	源実朝【順徳院（九一）】・中原師員【後嵯峨院（二八九）】
続後拾遺集	0人
風雅集	足利尊氏4【花園院（八七）・光厳院（一二九）・伏見院（四八四）・後嵯峨院（一七七二）】・北条貞時【花園院（八七八）】・足利直義【伏見院（八五四）】・足利義詮【光厳院（四七一）】・源実朝【後鳥羽院（八一一）】

あることは、これまでの考察により確かである。では、彼らはどのように配列されているであろうか。以下、そのことを見てゆきたい。

三―二　北条氏歌人たちの「そば」

武士歌人の中で氏族単位で見れば最も多人数・多数詠の入集を果たし、更に全ての人員が公卿未満である存在として、北条氏の歌人が挙げられるだろう。ここでは、武士歌人の代表として、北条氏歌人に隣接する歌人の傾向を考察することにより、卑官歌人の「そば」をみてみたい。

北条氏が当時、御家人の第一人者であり、その発言力が朝廷にまで及んでいたことはよく知られているが、それと同時に、彼らは、比較的早くから詠歌活動を行い、多くの勅撰集歌人を輩出してもいる。[36] その北条氏歌人（真昭・行念を含み、女性は含まず）に隣接する歌人の身分を、《表1》と同様に分類したのが、《表8》である。《表8》に拠ると、《表1》とはほぼ反対に、「公卿未満」とした歌人が最も多く、「公卿」とした歌人のうちでも「大臣未満」に比重がある。北条氏歌人の配列は、その政治的発言力にも関わらず、およそ、身分序列に添ったものであったと想定することが可能だろう。

更に詳細に検討するために、北条氏歌人に隣接する「公卿未満」歌人を書き出したのが四八頁の《表9》である。

《表3》と同様、『新古今集』までの初出歌人はゴシック太字とし、法性寺家出身の歌人を四角で囲み、武士歌人には波線を付した。二重傍線を付したのは北条氏歌人である。《表9》に拠ると、北条氏歌人に隣接するのは、「御製」同様の歌人達も散見するものの、そこには全く見えなかった卑官歌人たちが圧倒的に多いことが分かる。

試みに最も多くの歌数・歌人数を入集させている『続千載集』を見てみよう。

まず、『新古今集』までの初出歌人で、歌道堪能と認められていたであろう人物に、藤原基俊・藤原隆信・祝部成茂（『新古今集』初出一首入集、以下の勅撰集に四十四首入集）がおり、基俊と隆信は、実際に「御製」と隣接していることは《表3》に示した。また資明は、日野俊光（新後撰集初出、以下の勅撰集に三十三首入集）の男で、後に権大納言に昇っており、隆氏は四条隆康（続拾遺初出、以下の勅撰集に五首入集）の男で、官位は従四位上左少将に終ったが、『尊卑分脉』には「早世」とあり、長じていれば父同様参議程度までは昇進した可能性があるだろう。この二名は、後に公卿へと昇る可能性を十分に持ち、且つ重代の勅撰集歌人である。

以上の五名は、「御製のそば」を許されている、又は許されてもおかしくない人物である。この五名以外を今、出自別に示してみると、次のようになる（箇所数順、同数の場合順不同）。

《表8》北条氏歌人と隣接する歌人の身分分布

歌集名＼項目	歌数／人数	男性歌人							女性歌人	読人不知他
		御製	親王・法親王	公卿		公卿未満	御子左家	歌道家・撰者	僧侶	
				大臣以上	大臣未満					
新勅撰集	16／5	0	0	0	1	12	1	1	12	0
続後撰集	16／6	0	0	0	2	12	2	0	7	2
続古今集	40／11	1	1	9	10	20	3	12	11	0
続拾遺集	33／16	0	7	6	10	22	7	4	6	1
新後撰集	47／25	0	3	7	12	21	13	10	16	2
玉葉集	63／32	2	4	10	14	28	26	4	14	5
続千載集	76／35	0	8	15	15	54	11	8	29	1
続後拾遺集	34／20	0	3	6	12	13	11	6	5	2
風雅集	10／8	1	1	0	4	4	6	1	1	0

【武士層】（又は関東祗候の地下官人）

北条氏…貞時5・宣時2・斉時2・貞俊・貞宣・時敦・政長・宗直

宇都宮氏…景綱3・泰宗2・宗朝

安東氏…重綱2

島津氏…基久2

長沼氏…宗秀

安倍氏…忠顕（寂恵男）

大江氏…広房

尾藤氏…頼氏

小串氏…範秀

斎藤氏…基明（在京武士）

二階堂氏…行朝

《表9》北条氏歌人に隣接する「公卿未満」歌人の情況

歌集名	【人数／隣接箇所数】公卿未満歌人名
新勅撰集	【12／12】**信明**・**好忠**・延成・信実・兼直・具定・師季・永光・基綱・頼氏・家長・光行
続後撰集	【11／12】基綱2・**正家**・信実・為継・師員・経平・師季・経国・泰綱・光成・忠成
続古今集	【13／20】基政4・信実3・隆祐2・頼景2・**業平**・**実方**・**道済**・仲敏・時茂・季宗・為綱・時広・具氏
続拾遺集	【18／22】忠景3・為成2・基頼2・**基俊**・**忠盛**・信実・頼重・行氏・尚長・行範・忠成・景家・景綱・則俊・泰綱・時村・宣時・仲業
新後撰集	【20／21】兼氏2・**成茂**・信実・遠久・斉時・行氏・成朝・国助・祐茂・祐親・祐春・祐世・成久・成良・親方・為景(理)・為信・貞時・時村・義政
玉葉集	【27／28】宣時2・**清正**・**忠盛**・**忠度**・隆祐・忠成・頼重・幸平・親世・国助・祐臣・師宗・親方・重顕・冬隆・為仲・政連・宗秀・泰朝・公篤・国時・時敦・熙時・政長・義政・家清・俊平
続千載集	【43／54】貞時5・景綱3・基久2・宣時2・重綱2・泰宗2・斉時2・**基俊**・**隆信**・**成茂**・忠顕・季宗・広房・定宣・経久・祐夏・時俊・宗成・経長・国平・国助・国冬・国道・祐春・祐世・成賢・成久・資明・隆氏・範秀・宗朝・宗秀・基明・行朝・頼氏・貞俊・貞宣・時敦・政長・宗直・兼胤・邦長・延誠
続後拾遺集	【13／13】**人麿**・**道済**・**公忠**・基久・秀房・国道・行親・盛徳・泰宗・行房・貞宣・維貞・高氏
風雅集	【4／4】**公重**・**好忠**・宗秀・祐夏

【神官層】
津守氏…国助・国平・国冬・国道
賀茂氏…定宣・経久
祝部氏…成賢・成久
中臣氏…祐春・祐世
荒木田氏…季宗
鴨氏…祐夏
度会氏…延誠

【地下層】
醍醐源氏…兼胤・邦長
高階氏…宗成
丹波氏…経長
惟宗氏…時俊

比較的入集歌数の多い歌人から、勅撰集では『続千載集』にのみ見える歌人まで様々であるが、「御製のそば」では排除されていたものの、鎌倉期勅撰集において多数の入集を果たした、新興の卑官歌人の一族が揃っていると言っても良いだろう。同様の傾向は、他の撰集においても多かれ少なかれ認められるところであり、北条氏の「そば」には、武士歌人のみではなく、神官層や地下層など他の卑官歌人も言わば「集められている」といった印象を受ける。

やはり、皇位をも左右しうる政治的発言力を有し、歌道においても実力を付けてきた北条氏歌人であっても、わずかな例外を除いて、他の卑官歌人等と同様の扱いがなされ、それが配列に示されていると考えて良いようだ。

三―三　卑官歌人たちの位置

では、そのように卑官歌人が「集められている」例を具体的に見てみよう。

まず、最も典型的な例として『続千載集』より一例を挙げる。

【例2】『続千載集』「恋歌三」

今上御製【後醍醐天皇】

一三六八　人はなほながらへぬべき心かと後を契るも憂き別かな
別恋を

遊義門院

一三六九　行末の深き契もよしやただかかる別の今なくもがな

春宮権大夫有忠

一三七〇　あやにくにさてもや人のやすらふと惜しまで見ばや辛き別を

寂恵法師

一三七一　しばしとも人はとどめぬ別路の我のみつらき暁の空

祝部成久

一三七二　しばしとて猶いかばかり慕はましこれを限りの別なり

せば

一三五三　つらしとや思ひ果てまし又来んと言ひてかへらぬ別なりせば　藤原秀長

一三五四　後とだに頼めもおかば別路の今のつらさはなぐさみなまし　藤原基祐

一三五五　別路の後をばいかに契るともなぐさみぬべき我が心かは　読人不知【作者未詳】

一三五六　明けぬともしばしは猶や慕はまし忍ぶる中の別ならずは　三善貞康

一三五七　曇れただ後に偲ばん影も憂し我がかへるさの有明の月　藤原宗秀

一三五八　月だにも面影とめよきぬぎぬの袖の別を慕ふ涙に　藤原宗行

一三五九　別路の憂きに堪へずは生きて世にまた有明の月や見ざらん　弘安百首歌奉りける時　大蔵卿隆博

題しらず　前大納言通顕

一三六〇　憂きものとまたは言ふとも別路にふたたび見ばや有明の月　広義門院

一三六一　有明の月さへ憂しやいかなれば別悲しき空に見ゆらん　法皇御製【後宇多院】

一三六二　きぬぎぬの袖の涙を形見にて面影とむる有明の月

【例2】は『続千載集』「恋歌三」より別恋歌群の一部である。御製はゴシック太字とした（以下同じ）。後醍醐天皇御製から後宇多院御製に至る十五首であるが、一三四八番歌から一三五六番歌までは「別」の語を共有し（傍線）、一三五六番歌の「明けぬとも」に「別」の時刻が明示され（点線）、一三五七番歌からは「別」の際の「月」を詠い、以降の「有明の月」へとつないでゆく（二重傍線）。「にほひをたてゝ、詞風情のすこしづゝ相似たらむを並べもてゆくべし」との『愚秘抄』の記述のように、内容面において、何ら不自然な面のない配列であると言えよう。

その作者を見れば、一三五一番歌寂恵詠から一三五八番歌宗行詠までが、「卑官歌人」が「集められた」部分である。作者名に波線を付したのは所謂「武士」の範疇に入る歌人であり（以下同様）、寂恵は「寂恵法師文」[37]で知られる宗尊親王に近侍した陰陽師出身の僧形歌人、読人不知の一三五五番歌は、作者・出典ともに不明ではあるが、配列から考えて前後と同様に卑官歌人の隠名入集ではなかろうか。

また八首もの卑官歌人詠が並べられているのみならず、そ

の前後が身分序列にしたがっていることも注目されよう。一三四八番歌、後醍醐天皇御製から遊義門院（後深草院女・後宇多院皇后）、春宮権大夫有忠（当時従二位前権中納言）へと下ってゆき、一三五九番歌からは九条隆博（極官従二位大蔵卿、当時故人）、前大納言通顕（当時正二位）、広義門院（公衡女・後伏見院妃）、後宇多院御製へと昇ってゆく。その間に八首の卑官歌人が集められ、挟まれているわけである。

この作者配列は、内容に関連するものでは決してなく、『愚秘抄』の言うような「身分序列的配列」が意識されていたためになされたとしか考えられない。

全ての箇所がこのような身分階段状をなしている訳ではなく、また全ての卑官歌人が「集められて」配列されているわけでもないが、親王・内親王詠までならば、このような卑官歌人群と直接接している場合もあるものの、少なくとも御製が隣接することはないと言って良く、また同様の例は、『新勅撰集』以後の鎌倉期勅撰集を通じて見られるのである。

早い例として『新勅撰集』・『続後撰集』から例を挙げよう。

【例3】『新勅撰集』「恋歌三」

題しらず　　権中納言長方

八五〇　恋をのみ須磨の潮干に玉藻かるあまりにうたて袖な濡らしそ

正三位家隆

八五一　心から我が身越す波浮き沈みうらみてぞふる八重の潮風

平忠度朝臣

八五二　頼めつつ来ぬ夜つもりのうらみてもまつより他の慰めぞなき

源家長朝臣

八五三　漕ぎかへる袖の湊の天を舟さとのしるべを誰か教へし

真昭法師

八五四　岩見潟浪路隔ててゆく舟のよそにこがるるあまの藻塩火

百首歌奉りけるに、二見の浦をよみ侍りける

正三位家衡

八五五　我が恋はあふよも知らず二見潟あけくれ袖に浪ぞかける

題しらず　　鎌倉右大臣【実朝】

八五六　白真弓いそべの山の松の色のときはに物を思ふころかな

【例3】には、『新勅撰集』「恋歌三」から七首を挙げたが、およそ「寄海恋」の題へ収斂させることの出来る歌群（八五〇～八五五）から、「磯辺」を介して「寄山恋」（八五六）へ至る部分である。やはり内容面で配列に不自然なところは見当たらないが、八五二番歌から八五四番歌の三首が卑官歌人に

当る。忠度は平安末期の平家歌人であり、真昭は、俗名北条資時、時房男で、北条氏歌人の中でも早くから活動し、『新勅撰集』には五首入集する。家長は『新古今集』編纂前後を記述する『家長日記』の記主である。彼ら三首の前後は、長方から家隆へと下り、また家衡から実朝へと昇っており、【例2】と同様に身分階段状の配列となっている。卑官歌人の歌数そのものがそれほど多いわけではない『新勅撰集』において、これほど顕著な例は多くないが、定家の時点で身分序列的配列への意識が形成されていた証左となるだろう。

【例4】『続後撰集』「秋歌中」

十首歌合に、海辺月といへる心をよませ給うける　太上天皇【後嵯峨院】

三四八　塩竈の浦の煙は絶えにけり月見むとての海士のしわざに　藤原為教朝臣

三四九　ますかがみみぬめの浦は名のみして同じ影なる秋の夜の月　源俊平

三五〇　須磨の海士の潮垂れ衣干しやらでさながら宿す秋の夜の月　蓮生法師

三五一　里の海士の浪かけ衣よるさへや月にも秋は藻塩たるらん　平重時朝臣

三五二　玉拾ふ由良の湊に照る月の光を添へて寄する白浪　藤原基綱

三五三　都にていかに語らん紀の国や吹上の浜の秋の夜の月

九月十三夜十首歌合に、名所月　権大納言実雄

三五四　奥津風吹上の浜の白妙に猶澄みのぼる秋の夜の月

【例4】は「宝治院御歌合」より後嵯峨院・為教・俊平と三首身分順に抜き出し、続けて蓮生・重時・基綱の武士歌人三人を並べている。ここにおいても、内容上は「海辺月」から「名所月」へと問題なく配されており、そこに不自然な面はないにも関わらず、御製から次第に下り、末端に卑官歌人が並べられている。

【例2】から【例4】は、内容面に直接関わりがなくとも、身分序列を意識した配列を行うことが、定家・為家の段階で意識され、以下の二条家撰集にも継承されている（故実となった）ことを示すだろう。

勿論、歌人身分と詠歌内容とが関連し、配列上生かされている例も存在する。

【例5】『続後撰集』「雑歌中」

円盛法師手習ひして侍りける障子を、ある所より訪ねられける、遣はすとて　円嘉法師

二五一　形見ともなに思ひけんなかなかに袖のみ濡るる水茎の跡

本草を開き見てよめる　丹波経長

二五二　教へおくその言の葉をしるべにてよもの草木の心をぞわく

帝王系図書き侍るとて　中原師光

二五三　神代より今我が君に伝はれるあまのひつぎのほどぞ久しき

検非違使に侍りける時、過状の政に参りて、囚をとひて心のうちに思ひ続けける　中原友景

二五四　よるよるはいかなるかたに通ふぞと問へば答ふる奥津白波

【例5】は卑官歌人群のみを挙げたが、これ以前には和歌に関する述懐詠が並び、それに円嘉が父円盛が「手習ひ」した屏風を人に送った時に詠んだ歌（二一五一番歌）が続く。円嘉の「子による父への懐旧の歌」から、丹波経長、中原師光による家業（丹波氏は医家であり「本草」と関連し、中原氏はやはり家業である外記としての職務と「帝王系図」を書くこととが関連していよう）に関する述懐、そして中原友景による検非違使の過状政における述懐が続けられている。二一五二番歌から二一五四番歌までは、言わば「地下歌人による職務に関する述懐歌群」の様相を呈しており、歌人身分と配列とは深く関連していると見られる。

しかし、内容において卑官歌人であることを要求する部分など、勅撰集においては極限られた部分でしかなく、歌人身分とは何ら関係を持たない部分の方が圧倒的に多い。そして卑官歌人詠は、内容に限定されることなく、およそ全ての部立に収められているのである。

これまで見たように、例外の比較的多い『続古今集』や京極派撰集においても同様の傾向は見られる。以下引用が長くなるが、歌人身分と歌の内容とが、直接には無関係なことを示すために、歌も含めて例を示す。

【例6】『続古今集』「雑歌上」

千五百番歌合に　前中納言定家

二五〇　桜花うつろふ春をあまた経て身さへふりぬる浅茅生の宿

春歌中に　藤原為綱朝臣

二五一　山陰の古木の桜同じ枝もいかなる末に花の咲くらん

百首歌よみ侍りけるに　平政村朝臣

二五二　桜花散るを限りと思ふ身は咲くと見るまや命なるらん

題しらず　藤原頼景

一五三三　咲けば散る習ひを知れば山桜盛りを見ても惜しまるるかな

平時茂

一五三四　人知れぬみ山隠れの桜花いたづらに散る春や経ぬらん

平時広

一五三五　惜しめどもただ大方の偽りに思ひなしてや花の散るらん

土御門院小宰相

一五三六　明日知らぬ我が身ながらも桜花うつろふ色ぞ今日は悲しき

土御門院御歌

一五三七　**山の端にやや入りぬべき春の日の心長きも限りこそあれ**

【例6】は『続古今集』「雑歌上」より、四季部に納まらなかった詠歌を四季順に並べた箇所のうち、移ろう桜を詠う定家の詠（一五二〇）から、散る桜へと移り（一五二二～一五三六）、暮春・惜春の土御門院御製へと配される部分である。その内容面における配列上、不自然な点はないが、定家・為綱と下降し、政村・頼景・時茂・時広の四首は卑官歌人群を形成し、それを小宰相の詠で受けて土御門院御製へと繋げている。

【例7】『玉葉集』「雑歌一」

こもりゐて後五月五日、菖蒲の根につけて大納言三位に遣はしける　従一位兼教

一九三一　ねをそへてなほこそ偲べ菖蒲草忘れぬつまの今日の昔を

題しらず　読人不知【作者未詳】

一九三二　数ならぬ身は隠れ沼の菖蒲草うきためしにや人にひかれん

信実朝臣

一九三三　行く先の道もおぼえぬ五月闇くらゐの山に身は迷ひつつ

五月雨　藤原頼清朝臣

一九三四　自づから晴るるかと見るほどだにも猶雲のぼる五月雨の空

津守国道

一九三五　河波は岸におよびて五月雨のみかさに舟の棹ぞ短き

鵜河を　賀茂景久

一九三六　明けぬるか鵜舟のかがりたきすてて煙もしらむ短夜の空

題しらず　藤原泰宗

一九三七　夜をかけて遠方めぐる夕立にこなたの空は月ぞすずしき

五月の比、色深き紅葉を折りて人のもとに遣はす

とて　　澄覚法親王

一九三八　宿からや手折れる枝も時しらで秋の心の色に出づらむ

【例7】は『玉葉集』「雑歌一」から、【例6】同様に四季順で配される歌の内、五月五日（一九三一）から菖蒲草（一九三一～一九三二）、五月闇（一九三三）、五月雨（一九三四～一九三五）、鵜河（一九三六）、夏の夜の月（一九三七）、五月の紅葉（一九三八）と並べられている部分である。ここでも読人不知の一九三二番歌以下六首、四位以下の歌人詠が続けられており、内容と歌人身分とに関連性は見られないにも関わらず、卑官歌人の詠歌が集められている。

【例8】『風雅集』「雑歌上」

暦応二年の春、花に付けて奉らせ給ひける　永福門院

一四七八　時知らぬ宿の軒端の花盛り君だにとへな又誰をかは

御返し　院御歌【花園院】

一四七九　**春うときみ山がくれのながめゆゑとふべき花の頃も忘れて**

花のいとおもしろきを見て　和泉式部

一四八〇　あぢきなく春は命の惜しきかは花ぞこの世のほだしなりける

題しらず　浄意法師

一四八一　風吹けばまさらぬ水も岩越えて瀧つ川瀬は花の白浪　源貞行

一四八二　山深く猶分け入りて訪ひぬれば風にしられぬ花もありけり　源貞世

一四八三　散る花をせめて袂に吹きとめよそをだに風の情けと思はん　平親清女

一四八四　散るまでに人も訪ひこぬ木のもとは恨みや積る花の白雪　源和義

一四八五　玉章も言づててまし春の雁我が故郷に帰ると思はば　源貞泰

春雨

一四八六　さびしさは昔より猶まさりけり我が身ふりぬる宿の春雨　源高国

春歌に

一四八七　春といへば昔だにこそ霞しか老いの袂に宿る月影　従二位家隆

百首歌の中に、春月

一四八八　朧にも昔の影はなかりけり年たけて見る春の夜の月

同じ心を　土御門院御歌

一四八九　**時わかぬ涙に袖はおもなれて霞むも知らぬ春の夜の月**

【例8】も『風雅集』の雑部における四季順配列箇所より、

花の盛り（一四七八～一四八〇）、散る花（一四八一～一四八四）、帰雁（一四八五）、春雨（一四八六）、春の月（一四八七～一四八九）と配されている箇所である。一四八一番歌浄意詠から一四八七番歌高国詠までが卑官歌人群に当るが、この歌群においても、内容面と歌人身分とに直接的な関連性を見出しえないこと、また御製と隣接していないことは、先の例と同様である。

以上のように二条家撰集以外においても、身分序列的配列は意識されていると考えられる。この三集において例外が多いのは、二条家撰集においては、「故実」としての拘束力が強かったのに比べ、二条家以外の撰者が撰んだために、その拘束力が比較的緩く、柔軟性を持つことが出来たからであろう。

【例2】から【例8】までは、身分序列的配列が顕著な例を挙げたため、比較的、卑官歌人の入集歌数の多い、恋・雑部が中心となったが、四季部など勅撰集において比較的上級歌人の割合の多い重要な部立においても、このような措置に準じた配列がなされていると思われる。

増大してゆく卑官歌人たちは、このように身分序列に添って秩序付けられ配列されているわけである。第一節に見た「御製のそば」における歌人身分の限定、及びここで考察した卑官歌人群の形成と、その歌群の「御製のそば」からの排除は、取りも直さず、『愚秘抄』の記述するような、集全体にわたる「身分序列的配列」への意識が、鎌倉期を通じて受け継がれていたものであったことを実証するだろう。

おわりに

鎌倉期勅撰集において、「身分序列的配列」は、勅撰集の配列を形成する新たな方法の一つとして取り入れられた。それは天皇を初めとする上層階級における詠歌活動の拡大、またそれと並行して進行する下層階級における同様の拡大の両者を見据え、勅撰集には入集させつつも、身分秩序や勅撰集の権威を保ち、それを配列において明示的に示す、その策として「身分序列的配列」は受け継がれ、故実となったのではなかろうか。

「身分序列的配列」は、「歴史的配列」のように歌論上の議論と関わるものではなく、また勅撰集配列における文芸的な意義を大きく担っていたわけでもない。しかしながら、朝廷における公的な撰集としての勅撰集の秩序形成、と言う意味においては、その果たした役割は小さくないだろう。

為世が『続千載集』を撰んだ際のエピソードを、頓阿が『井蛙抄』に書き留めている。

故宗匠【為世】『続千載集』をうけ給はりて被レ撰時、さして歌よみにもあらざる人の来にも、「勅撰こそ候へ、御歌や候、出され給へ」と申されしを、故戸部【為藤】、其外の門弟も、「勅撰は道の重事、秀逸を可レ被レ撰事に

て侍るに、分明歌もよまぬものに歌をこはるゝ事、人の難もありぬべき事なり。不レ可レ然」のよしつぶやき申されしをかへり聞かれて、予に対面の時被レ仰しは、「歌は此国の風俗也。国に生れたらんもの、誰か歌よまざらん。稽古して世にしられたるものあり、独吟して心をやしなふ者もあり。能歌の出来る事、歌よみならぬものも読出してふるき集にも入たり。後撰八于が歌なり。勅撰をうけたまはりて、ひろくよき歌をもとめむとき、名誉なき人もいかなる秀逸を詠じもちたらん。などかあひふれであるべき」と被レ申し。返々面白覚侍りき。

この「さして歌よみにもあらざる人」の多くが、卑官歌人に属する人物であったことは凡そ見当が付く。この為世の態度を、井上宗雄氏は「人気取りとかポーズとか門流拡大策だ、などと批判するにもあたるまい。二条派には元来このような包容力といったものがあったのである」[38]と評する。確かにそのような面はあったにせよ、ことは勅撰集である。増大してゆく卑官歌人たちの群を、どのように勅撰集に配し、その権威を保つのか、そのような戦略なくしては、やはり「人の難」も押さえられないであろう。現に『新古今集』以降、卑官歌人の多数入集が「異名」という形の「人の難」を避けがたかったことは、先に述べたとおりである。

その戦略の一つとして「身分序列的配列」は生み出され、故実として伝えられたのではないだろうか。またそのような戦略があったればこそ、為世は、『井蛙抄』の様な見解を述べることが可能であった、そのようにも思われるのである。

しかも、『愚秘抄』故実そのものは、為氏・為世から為実へと伝わった二条家由来のものと考えられるだろうが、「身分序列的配列」は、二条家撰集のみではなく、他の撰集においても行われている。それは、このような配列法が、この時代、単なる「撰集故実」には納まらない、公的な撰集としての勅撰集に、必要不可欠なものであったことを示唆しているようにも思われるのである。

個々の勅撰集に対するより詳細な検討や室町期勅撰集の様相など、残された課題は多いが、それは今後の課題とし、「身分秩序的配列」の概要を述べたところで、ひとまずは本稿を閉じたい。

注

(1)「『新古今集』編纂にはたらいた意識」(『新古今時代』・京都人文書院・一九三六年七月、初出一九三二年、後『風巻景次郎全集6　新古今時代』(桜楓社・一九六〇年十月)に再収)。

(2)「千載集の配列に関する考察—古来風体抄に関連させて」(『(広島大)国文学攷』第二九号・一九六二年十一月)、猶「歴史的配列」という用語はこの黒川論文による。

(3)新日本古典文学大系『千載和歌集』(岩波書店・一九九三年四月)「解説」。

(4)『愚秘抄』については、井上宗雄『中世歌壇史の研究　南北朝

期』（明治書院・一九六五年十一月・改訂新版一九八七年五月）、八島長寿「鵜鷺の書形成考」（『横浜国大）人文紀要」十二号・一九六五年十一月）、田中裕『中世文学論研究』（塙書房・一九六九年十一月）、福田秀一「定家偽書の成立と毎月抄その他の真偽について」（『中世和歌史の研究』・角川書店・一九七二年三月）三輪正胤『歌学秘伝の研究』（風間書房・一九九四年三月）、島津忠夫「鵜鷺系歌学書の成立と展開―冷泉家時雨亭文庫本の出現から―」（『和歌文学史の研究　和歌編』・和泉書院・一九九七年、後『島津忠夫著作集』第八巻（和泉書院・二〇〇五年十二月）に再収）、『日本古典文学大辞典』「愚秘抄」（三輪正胤執筆）を参照した。

(5)為実の伝記については井上宗雄「藤原為実略伝―年譜形式で―」（『中世歌壇と歌人伝の研究』・笠間書院・二〇〇七年七月）を参照。猶、以下の論考における歌人の伝記的事項に関しては、井上宗雄『中世歌壇史の研究　南北朝期』、『中世歌壇と歌人伝の研究』及び『鎌倉時代歌人伝の研究』（風間書房・一九九七年三月）を参照した部分が多いが、煩雑となるので必要以上には示さなかった。

(6)「愚秘抄試論」（『古典文芸論考』・新典社・一九九六年十月、初出一九九一年）。

(7)詞書における助動詞「き」・「けり」の書き分けを述べる部分をもとに、十三代集全体における詞書の叙述に関して述べた、深津睦夫「詞書の叙述―助動詞「き」と「けり」の書き分けをめぐって―」（『中世勅撰和歌集史の構想』・笠間書院・二〇〇五年三月）があり、群書類従本に載る「読人不知」の故実に触れた論考として、松村雄二「〈読人しらず〉論への構想―勅撰和歌史の内と外―」（「国語と国文学」七三巻十一号・一九七三年十一月）がある。

(8)以下『愚秘抄』の引用は、特にことわらない限り『日本歌学大系』第四巻所収本（底本は久曽神昇所蔵本）に拠る。なお『愚秘抄』諸本は、記事に異同が多く、ここに引用した部分も群書類従本（第四類）においては、分断され、且つ増補著しい形でほぼ同内容のことが記述され、巻末に「私此奥口傳所々抄出」として故実類を述べる第三類本では、極めて簡略な記述となっている。

(9)『和歌文学論集10　和歌の伝統と享受』・風間書房・一九九六年三月。

(10)後鳥羽院以前の御製において、例えば歌数の多い崇徳院御製は、『新勅撰集』（四首入集）では崇徳院御製同士の隣接が二箇所、郁芳門院安芸・殷富門院大輔・俊成・隆季・猷円・敦仲が各一箇所であり、全て平安後期から鎌倉初期の崇徳院とほぼ同時代に活躍した歌人である。続く『続後撰集』（三首入集）では、京極前関白家肥後・定頼・公任・光俊（真観）・春誓・師光と、春誓・光俊以外は平安期歌人が占めており、以下同様に同時代、または古歌人がその隣接の多くを占めている。彼らが「御製のそば」を許された存在であったことは以下に示すとおりであり、後鳥羽院以前の御製を加えても本稿の論旨に影響が少ないと考えたため、ここでは省略した。

(11)二十一代集を通じての御製に関しては、今野厚子「天皇の歌の諸相―勅撰集を中心に―」（「佐賀大国文」三四号・二〇〇五年一二月）を参照。

(12)「歌人層別の視点から」（深津前掲書所収）。

(13)勅撰集の作者表記に関しては井上宗雄「勅撰集の作者表記」（『中世歌壇と歌人伝の研究』（前掲）、初出一九六八年）、小川剛

生「作者表記」（浅田徹・藤平泉責任編集『古今集新古今集の方法』（笠間書院・二〇〇四年十月）「勅撰集を読むための手引き」所収）を参照。僧侶に関しても同様。猶、《表1》以下の歌人身分の分類においては、原則として各勅撰集の作者表記に従ったが、ま間違って記載されている場合もあるため、多少の修正を施してある。

(14)「為家卿続古今和歌集覚書」（注16参照）において、為家は「重代にもあらず集のためも面目なき物の撰者に物とらせていらむと思たるが、返々おそろしき事にて候也」と述べ、「重代」の作者として入れるべき歌人を列挙しているように、「重代」の勅撰集歌人であることは、その入集に際し、重要なことであった。

(15)隆信については多くの論考がなされているが、近年のものとして中村文「藤原隆信」（『後白河院時代歌人伝の研究』・笠間書院・二〇〇五年六月、初出一九七七年）を参照。信実については久保田淳「藤原信実試論」（『中世和歌史の研究』・明治書院・一九九三年六月、初出一九五八年）参照。信実及びそれ以降の法性寺家歌人については、井上宗雄「藤原信実とその子孫たち―法性寺家の人々―」（『鎌倉時代歌人伝の研究』（前掲）に詳しい。

(16)福田秀一「中世勅撰集関係二資料「為家卿続古今和歌集撰進覚書」と「越部禅尼消息」の一伝本」（『中世和歌史の研究　続篇』・福田恵美子・二〇〇七年二月、初出一九八一年）に拠る。

(17)為継は正嘉二年五十三歳（井上注15論文）、為信は嘉元二年五十七歳（『公卿補任』）、為理は正和三年四十七歳頃（井上注15論文）と四十代後半から五十代にかけて従三位に叙されている。

(18)隆祐については、久保田淳「藤原隆祐」（久保田前掲書所収、初出一九六五年）を参照。

(19)定成については鹿目俊彦「藤原定成について―特に伏見院春宮時代の歌壇を背景にした文学活動をめぐって―」（「（日大）語文」第三十四輯・一九七一年三月）、「藤原定成に就いて―特に伏見天皇即位後の歌壇を背景にした文学活動を中心に―」（「和歌文学研究」第二十七集・一九七一年七月）を参照。

(20)この「正本」は『看聞日記』永享七年八月二十七日条に「定成朝臣筆」と記されているものであるが、奏覧以前に亡くなったはずの定成が正本を清書出来るはずもなく、詳細は不明である。次田香澄「玉葉集の成立」（岩佐美代子責任編集『玉葉集風雅集攷』・笠間書院・二〇〇四年十月、初出一九六四年）では「永仁勅撰の議」以来進んでいた為兼の担当分を配流以前に清書したかとする。

(21)「藤原定成について―特に伏見院春宮時代の歌壇を背景にした文学活動をめぐって―」（前掲）。

(22)世尊寺流の嫡系は定成兄の経尹流である。経尹は正応三年に四十四歳で従三位に叙され、従二位に至っている。四十四歳での叙従三位は父経朝（弘長元年、四十七歳）とほぼ同年代である（以上『公卿補任』）。嫡系の昇進速度から考えて、定成の昇進は必ずしも遅いとは言えない。

(23)行房の歌壇的活動については、井上宗雄『中世歌壇史の研究　南北朝期』（前掲）を参照。

(24)『中世初期歌人の研究』（笠間書院・二〇〇一年二月）第五章「後鳥羽院とその周辺」所収論文参照。

(25)「（お茶の水女子大学）国文」第九十五号・二〇〇一年八月。

(26)その他考えうる理由は、部立による偏差であり、具体的に言えば神祇部における神官歌人の隣接が挙げられる。荒木田氏や卜部

氏、賀茂氏、津守氏など神官層は、勅撰集においては神祇部に限らず多く入集するものの、公卿には昇ることのほとんどない比較的低位の人々である。《表3》に見える神官歌人の内、『続古今集』荒木田延季（六九五番歌）が後嵯峨院と、また卜部兼直（七〇一番歌）が後鳥羽院と隣接し、『風雅集』荒木田氏之（二一一五番歌）が後宇多院と隣接している。特に延季と氏之の詠歌は、伊勢神宮に関連し、隣接する御製も同様であることから、神祇部において神官層は、「御製のそば」を許されたとも考えうる。神官層の一般的な配列が卑官歌人に属することは第三節において述べる。

(27)『平家物語と法師たち　中世の仏教文学的展開』（笠間書院・二〇〇七年三月）「第一章」参照。

(28)女性歌人が身分秩序を逸脱する存在であることは田渕句美子「歌合の構造―女房歌人の位置―」（兼築信行・田渕句美子責任編集『和歌を歴史から読む』・笠間書院・二〇〇二年十月）を参照。

(29)「中世和歌史私論」（『中世和歌文学論叢』・和泉書院・一九九三年八月、初出一九八六年）。猶、上條氏は読人不知とされた詠歌に、撰者による「ゴーストライター的ケース」を想定している。これも②の範疇であるが、ここでは特に考慮しなかった。

(30)松村注7論文

(31)「作者・官位表記異同にみる『続千載和歌集』の諸伝本と撰集過程」（『同朋文学』三〇号・二〇〇一年三月）。猶、中條氏は、主に「長円法師」とする諸本（A系統）と「読人不知」とする諸本（B系統）とが同時進行的に存在し、前後関係を見極め難いとされている。他の「読人不知」とする場合と、名を示す場合とに揺れのある箇所についても、諸本系統において長円詠の場合と必ずしも同一ではないため、「長円法師」から「読人不知」へと改訂されたとは必ずしも確定できないが、今仮にそのように推測しておく。

(32)日本大学千載和歌集研究会・有吉保編『千載和歌集の基礎的研究』（笠間書院・一九七六年）「第三章　羈旅部の配列構成」。

(33)第三節に挙げた【例4】『続後撰集』「秋歌中」の冒頭三首は、「宝治院御歌合」の詠歌を御製を筆頭として官位序列順に挙げた例である。

(34)「後白河院周辺の地下官人」及び「平安末期実務官人層の和歌活動」（中村前掲書所収）。

(35)以下武士歌人については深津睦夫「武士歌人の視点から」（深津前掲書所収）を参照したが、宗尊親王などの親王将軍を武士歌人とはしないなど相違する部分もある。

(36)北条氏歌人については、注35深津論文の他、外村展子『鎌倉の歌人』（かまくら春秋社・一九八六年一月）を参照した。

(37)寂恵については久保田淳「順教房寂恵」（久保田前掲書所収、初出一九五八年）を参照。

(38)『中世歌壇史の研究　南北朝期』（前掲）二二三頁。

【使用テキスト】

和歌集は全て「新編国歌大観」に拠り、『尊卑分脈』・『公卿補任』は「新訂増補国史大系」に、『井蛙抄』は「日本歌学大系」に拠った。他の文献に関しては、本文または注に示した。なお、引用文献中の【…】は稿者による注記であり、またそれぞれ仮名に漢字を宛てるなど適宜表記を変更した部分がある。

【付記】本稿は第九四回和歌文学会関西例会（平成十九年七月七日、於四天王寺国際仏教大学）の口頭発表をもとに執筆したものです。席上、及び会場にて、小林一彦先生、島津忠夫先生、田渕句美子先生、深津睦夫先生を初め、多くの先生方から御質問・御教示を賜わりましたことを、ここに厚く御礼申上げます。

（むらやま・さとる　本学大学院博士後期課程）